省　令

○法務省令第四十七号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二十三条第四項第一号の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二日

法務大臣　鈴木　馨祐

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（資格者代理人による本人確認情報の提供） **第七十二条**　［略］ ２　［略］ 一　［略］ 二　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条第一項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）、児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であって、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上の提示を求める方法 三　［略］ ３　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（資格者代理人による本人確認情報の提供） **第七十二条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条第一項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であって、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上の提示を求める方法 三　［同上］ ３　［同上］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。次項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の不動産登記規則第七十二条第二項第二号の規定の適用については、この省令の施行の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める間は、同項第二号に掲げる書類とみなす。

一　国民健康保険の被保険者証　改正法附則第十六条に規定する期間

二　健康保険の被保険者証　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。次号において「厚生労働省整備省令」という。）附則第二条に規定する期間

三　船員保険の被保険者証　厚生労働省整備省令附則第六条に規定する期間

四　後期高齢者医療の被保険者証　改正法附則第十八条に規定する期間

五　国家公務員共済組合の組合員証　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条に規定する期間

六　地方公務員共済組合の組合員証　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条に規定する期間

七　私立学校教職員共済制度の加入者証　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条に規定する期間

○農林水産省令第六十一号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び獣医療法（平成四年法律第四十六号）第七条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二日

農林水産大臣　江藤　拓

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（往診診療者等への適用等） **第四条**　法第七条第二項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。 一　（略） 二　麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第一号に規定する麻薬及び同項第六号に規定する向精神薬 三　（略）	（往診診療者等への適用等） **第四条**　法第七条第二項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。 一　（略） 二　麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬 三　（略）

附　則

この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。